

足寄町地域防災計画

足寄町防災会議

足寄町地域防災計画追加加除整理一覧表

追録を加除整理された時は、必ずその追録号数の内容現在及び加除整理年月日をこの表に記入のこと。

(台本昭和40年策定)

追録号数	内容現在 (年)	加除整理年月日	整理者印
第 1号	昭和51年	昭和51年 4月 1日	
第 2号	昭和54年	昭和54年 4月 1日	
第 3号	平成 5年	平成 5年10月 1日	
第 4号	平成16年	平成16年 3月11日	
第 5号	平成24年	平成24年 2月22日	
第 6号			
第 7号			
第 8号			
第 9号			
第10号			
第11号			
第12号			
第13号			

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用 語	1
第4節 計画の修正	1
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節 住民及び事業所の基本的責務	5
第2章 足寄町の概況	
第1節 自然条件	6
第2節 災害の概況	6
第3章 防災組織	
第1節 防災会議	7
第2節 雌阿寒岳火山防災会議協議会	7
第3節 災害対策本部	7
第4節 住民組織等の活用	10
第5節 気象業務に関する計画	11
別表 1 「防災会議の構成」	14
別表 2 「雌阿寒岳火山防災会議協議会の構成」	15
別表 3 「災害対策本部の組織」	16
別表 4 「災害対策本部の事務分掌」	17
別表 5 「非常配備区分」	19
別図 1 「予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達系統図」	21
第4章 災害予防計画	
第1節 水防計画	23
第2節 風害予防計画	24
第3節 雪害対策計画	25
第4節 融雪災害対策計画	26
第5節 土砂災害予防計画	27
第6節 建築物災害予防計画	28
第7節 消防計画	28
第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備	36
第9節 避難体制整備計画	36
第10節 災害時要援護者対策計画	38
第11節 自主防災組織の育成等に関する計画	39
第12節 積雪・寒冷対策計画	41
第5章 災害応急対策計画	
第1節 災害情報通信計画	43
別図 1 「災害情報連絡系統図」	49
第2節 災害広報計画	50
第3節 応急措置実施計画	51
第4節 避難救出計画	52
第5節 災害警備計画	56
第6節 交通応急対策計画	57
第7節 輸送計画	60
第8節 食糧供給計画	61
第9節 給水計画	61
第10節 上下水道施設対策計画	63
第11節 衣料・生活必需品等物資供給計画	63
第12節 電力施設災害応急計画	64

第13節	ガス施設災害応急計画	65
第14節	医療及び助産計画	65
第15節	防疫計画	67
第16節	廃棄物処理等計画	69
第17節	飼養動物対策計画	70
第18節	文教対策計画	70
第19節	住宅対策計画	73
第20節	被災宅地安全対策計画	75
第21節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	77
第22節	障害物除去計画	78
第23節	応急土木対策計画	78
第24節	応急飼料計画	79
第25節	労務供給計画	80
第26節	ヘリコプター活用計画	80
第27節	自衛隊派遣要請計画	82
第28節	広域応援計画	85
第29節	職員応援派遣計画	85
第30節	防災ボランティア受入れ計画	86
第31節	災害義援金募集（配分）計画	87
第32節	災害応急金融計画	90
第33節	災害救助法の適用計画	90
第6章	地震災害対策計画	
第1節	地震の想定	92
第2節	災害予防計画	93
第3節	災害応急対策計画	99
第4節	災害復旧計画	104
第5節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	105
第7章	火山噴火災害対策計画	
第1節	雌阿寒岳の概況	110
第2節	災害予防対策	111
第3節	災害応急対策	112
	別図「火山情報伝達系統図」	115
第4節	災害復旧	117
第8章	事故災害対策計画	
第1節	航空災害対策計画	118
第2節	道路災害対策計画	120
第3節	危険物等災害対策計画	124
第4節	大規模な火事災害対策計画	128
第5節	林野火災対策計画	130
第9章	災害復旧対策計画	135
第10章	防災訓練計画	136
第11章	防災思想普及・啓発計画	138

第7章 火山噴火災害対策計画

雌阿寒岳における噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、本計画の定めるところにより行うものとする。

第1節 雌阿寒岳の概況

1 雌阿寒岳（標高1,499m）は、知床半島の諸火山から屈斜路カルデラを経て、阿寒カルデラに連なる火山であり、阿寒カルデラ形成後に成長した活火山で、山頂部は急峻ではなく凸凹のある緩やかな傾斜をなし、多数の小型火山帯が集まってできている。中心部には、今なお噴気活動を続ける中マチネシリ火口やポンマチネシリ火口がある。

2 雌阿寒岳の過去の火山活動

(1) 最近1万年間の火山活動

雌阿寒岳では、約12000年前から2000～3000年の間隙をもって「中マチネシリ火砕流」を3時期にわたって噴出した。このうち約12000年前の活動が最も大きく、火砕流は四方に流出し、プリニー式噴火による降下軽石スコリアや溶岩流も噴出した。その後約9000年前には螺湾川沿いに、更に5000～6000年前には茂足寄川沿いに火砕流が流下した。3000～7000年前には、降下火砕物や溶岩によって、西山・北山・ポンマチネシリの各火山帯が形成され、1000～2500年前には、阿寒富士火山体が形成された。阿寒富士の活動以降約1000年間の活動は、初期を除いてすべて水蒸気爆発～マグマ水蒸気爆発による噴火である。700年前にはポンマチネシリ旧火口が形成され、400年前には赤沼火口が開口、山麓に火山灰が堆積するとともに泥流も発生した。1856年以降1955年噴火までの約100年間に、小規模な水蒸気爆発が少なくとも10回発生している。これらの活動は、ポンマチネシリ旧火口内の青沼火口等や中マチネシリ火口内の小爆裂火口などで行われたものと推測される。

(2) 記録に残る火山活動

記録に残る雌阿寒岳の火山活動は1927年からのもので、1952年には「十勝沖地震を機に突然猛烈な活動を起こし34時間連続して鳴動現象が発生した」とされ、1954年4月に中マチネシリ火口大噴から灰を含む噴煙を確認、続いて1955年11月19日ポンマチネシリ火口から大音響とともに黒煙が噴出、第1～4火口が形成され、1960年まで小爆発、鳴動を繰り返した。また、隣接する中マチネシリ火口でも1957年から1966年まで数回の極小規模噴火が発生した。その後一時静穏状態にあったが、1987年12月から火山性地震が増加し、1988年1月から2月にかけて小規模な噴火が発生、1990年に再び火山性地震が増加し、年合計2,524回を記録したが噴火は発生しなかった。1996年には、8月22日から火山性地震が増加し、11月21日に大きな火山性地震、引き続き約8分間の火山性微動を記録するとともに山体の北方に降灰を確認、小噴火により、96-1～3火口が形成された。1998年11月9日には、火山性地震の増加等の顕著な前兆現象が認められないまま96-1火口が小噴火したが、カメラ観測では雲により噴火を確認できず、降灰の確認及び火山性微動での推測となった。小噴火後、96-1火口の温度が上昇し、1999年10月まで600℃以上という非常に高温な状態で推移していたが、その後徐々に低下した。

2006年には2月18日から20日にかけて火山性地震が増加し、火山性微動が観測されたが沈静化、3月11日には火山性地震が増加したが再度沈静化した。3月21日午前6時28分頃、震幅の大きな火山性微動とともに、ポンマチネシリ山頂とその北西斜面においてごく小規模な噴火が発生し、赤沼06火口群及び北西斜面06噴気孔列を形成、北西斜面でごく小規模な泥流が発生した。2008年には9月26日から火山性地震が増加し、29日には火山性連続微動が観測されたが沈静化、11月9日から17日にかけて火山性地震が増加し、火山性微動及び火山性連続微動が観測され、18日に96-1火口、28日に96-1火口及び第4火口において小規模な噴火が発生した。

現在その活動は落ち着いた状況ではあるが今後の火山活動の推移を見守る必要がある。

※ 過去の噴火活動：「別表12」雌阿寒岳火山年表（資料編76頁～83頁）

3 今後予想される噴火

(1) 噴火の場所

近年の噴火は全てポンマチネシリで発生しており、現在雌阿寒岳で発生する火山性地震のほとんどがポンマチネシリ火口直下で発生し、噴煙活動を続ける火口や噴気孔が存在することなどから、次の噴火場所は相当な確度でこの山体で起こると予測される。また長期的に見れば現在も噴気活動を続けている中マチネシリや阿寒富士の活動の再開も考えられる。

(2) 噴火の時期

雌阿寒岳は過去の資料が少ないので、将来の噴火時期の予測は難しい。

現在の観測データからは、直ちに大きな噴火が発生すると思われる前兆は認められないが、長期的な将来を考えると、比較的大きな活動の再開に備えることは重要であり、ごく小規模な噴火であれば、過去の火山活動を見るといつでも起こり得ると判断される。

また、雌阿寒岳の地下におけるマグマ活動が他地域の大地震によって誘発されたことがあるという点について留意しなければならない。1952年十勝沖地震(M8.1)に際して、その発生と同時に雌阿寒岳の連続鳴動が始まり約34時間続いたが、1968年十勝沖地震(M7.9)に際しては雌阿寒岳への影響は認められなかった。1973年根室半島沖地震(M7.4)に際しては、雌阿寒岳に直接の影響があったとは考えられないが、国後島の爺々岳の活動に影響を与えたように思われる。すなわち、北海道近辺に大地震が発生したときには、一応雌阿寒岳の活動に注意を払うべきである。

第2節 災害予防対策

道、町及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 観測及び調査研究

町独自の観測及び調査研究は困難であり、平成13年2月より発足した雌阿寒岳火山防災会議協議会構成機関との相互連携を密にし、対応を図るものとする。なお、気象台等が設置した雌阿寒岳観測施設及び消防施設、防災資機材の現況は、次のとおりである。

(1) 観測装置

平成22年8月2日現在

観測機器	地点名	位置			設置高 (m)	備考
		緯度(度分)	経度(度分)	標高(m)		
■気象庁観測機器						
地震計	雌阿寒温泉登山口	43 (23.7)	143 (59.2)	740	0	1981年1月開始
	オンネトー南東	43 (22.8)	143 (58.7)	680	-1	2000年11月開始
	西山	43 (23.4)	143 (00.3)	1,275	0	2001年11月開始
	ポンマチ南西	43 (22.9)	143 (00.1)	1,265	0	2003年6月開始
	南岳南西	43 (22.2)	143 (01.0)	1,096	0	2004年10月開始
	飽別川上流	—	—	—	—	調整中
空震計	オンネトー南	43 (22.8)	143 (58.4)	636	2	2000年11月開始
	飽別川上流	—	—	—	—	調整中
傾斜計	飽別川上流	—	—	—	—	調整中
遠望カメラ	上徹別	43 (15.7)	143 (06.7)	145	4	1996年4月開始
GPS	オンネトー野営場	43 (22.9)	143 (58.4)	636	8	2001年9月開始
	茂足寄	43 (22.9)	143 (53.7)	354	3	2001年9月開始
	雌阿寒温泉南	43 (23.7)	143 (59.0)	719	4	2001年9月開始
	飽別川上流	—	—	—	—	調整中
	剣ヶ峰南西	43 (23.5)	143 (01.9)	1,184	0	2006年5月開始
■他機関観測機器						
地震計	雌阿寒温泉	43 (23.7)	144 (59.0)	711	—	北大設置
空振計					—	
傾斜計					—	
GPS	野中コース4合目	—	—	—	—	北大、道総研地質研究所設置
	西山	—	—	—	—	

観測機器	地点名	位置	設置高 (m)	備考	観測 機器	地点名
遠望カメラ	オンネトー展望台	43 (23.2)	143 (57.4)	—	—	北海道設置
	阿寒湖畔	43 (26.4)	143 (04.8)	—	—	

2 警戒地区の把握等

町は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される地区を把握するとともに、危険区域予測図（ハザードマップ）等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うものとする。

3 警戒体制の強化

道、町及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体側の強化・充実を図るものとする。

4 避難体制の整備

火山災害では、避難生活の長期化や広範囲に及ぶ影響が予想されることから、避難所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるものとする。

なお、雌阿寒岳周辺の施設及び避難所の状況等については別表 1 3 「雌阿寒岳周辺避難所等の状況」（資料編 8 4 頁）のとおり。

このほか、避難体制の整備については第 4 章第 9 節「避難体制整備計画」（本文 3 6 頁）、第 5 章第 4 節「避難救出計画」（本文 5 2 頁）に準ずる。

5 二次災害の予防対策

道、町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

6 通信施設の整備

道、町及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

7 防災知識の普及啓発

道、周辺市町村及び防災関係機関は、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

また、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について、掲示板を設置するなど住民、登山者等へ周知を図るものとする。

8 防災訓練

噴火災害に伴う災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関、住民等と連携し実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、協議会が実施する実地及び図上による防災訓練に参加し、防災についての知識及び技能の向上を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

なお、訓練内容については、第 1 0 章「防災訓練計画」（本文 1 3 6 頁）のとおり。

9 防災会議協議会による防災体制の強化

(1) 火山災害は、周辺市町村が共同で行うことが合理的かつ効果的であることから、基本法第 1 7 条に基づき雌阿寒岳火山防災会議協議会を設置し、市町村相互間地域防災計画を策定して、火山防災体制の強化を図るものとする。

(2) 雌阿寒岳火山防災会議協議会の組織

第 3 章別表 2 「雌阿寒岳火山防災会議協議会の構成」（本文 1 5 頁）

第 3 節 災害応急対策

1 防災組織

(1) 足寄町の防災組織

第 3 章別表 3 「災害対策本部の組織」（本文 1 6 頁）

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、関係機関の長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、

その所管に係る災害対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 火山現象に関する情報の収集及び伝達

(1) 火山現象に関する予報及び警報の種類

火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

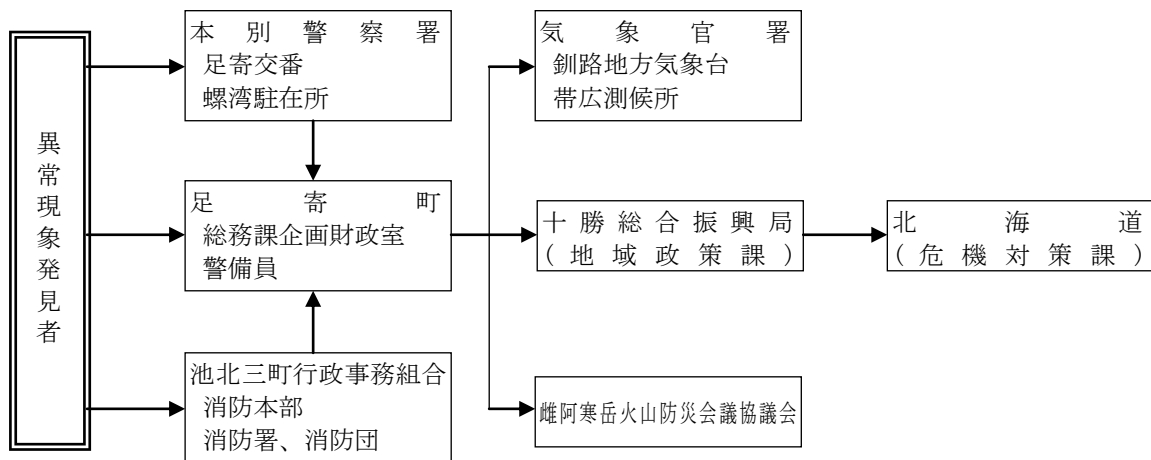
なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通報され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

予報警報	対象範囲	レベル(ネグド)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している
		4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時の要援護者等の避難等が必要。	・火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて災害時要援護者等の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿って数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下 ・小噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積 ・ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1～2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹～山麓に降下 ・地震増加や地殻変動等により、中噴火、小噴火、ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)の発生が予想される
	火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	・ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される
噴火予報	火口内等	1(平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・火山活動は静穏。状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり

- (3) 降灰予報
噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報をいう。
- (4) 火山の状況に関する解説情報
噴火予報又は噴火警報に係りのある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。
- (5) 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署
本道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。
- (6) 異常現象発見時の措置
- ア 発見者の通報
雌阿寒岳の火山活動に異常現象を発見した者は、その旨を電話等最も迅速な方法により町（総務課）、又は本別警察署（足寄交番・螺湾駐在所）及び池北三町行政事務組合（消防本部・署・団）に通報するものとする。
- イ 警察署・消防本部の通報
発見者から、警察署・消防本部に通報があった場合は、その旨を速やかに町に通報するものとする。
- ウ 町長の通報
異常現象の通報を受けた町（総務課）は、直ちに情報を確認し、釧路地方気象台・帯広測候所及び雌阿寒岳火山防災会議協議会並びに十勝総合振興局（地域政策課）に通報するものとする。

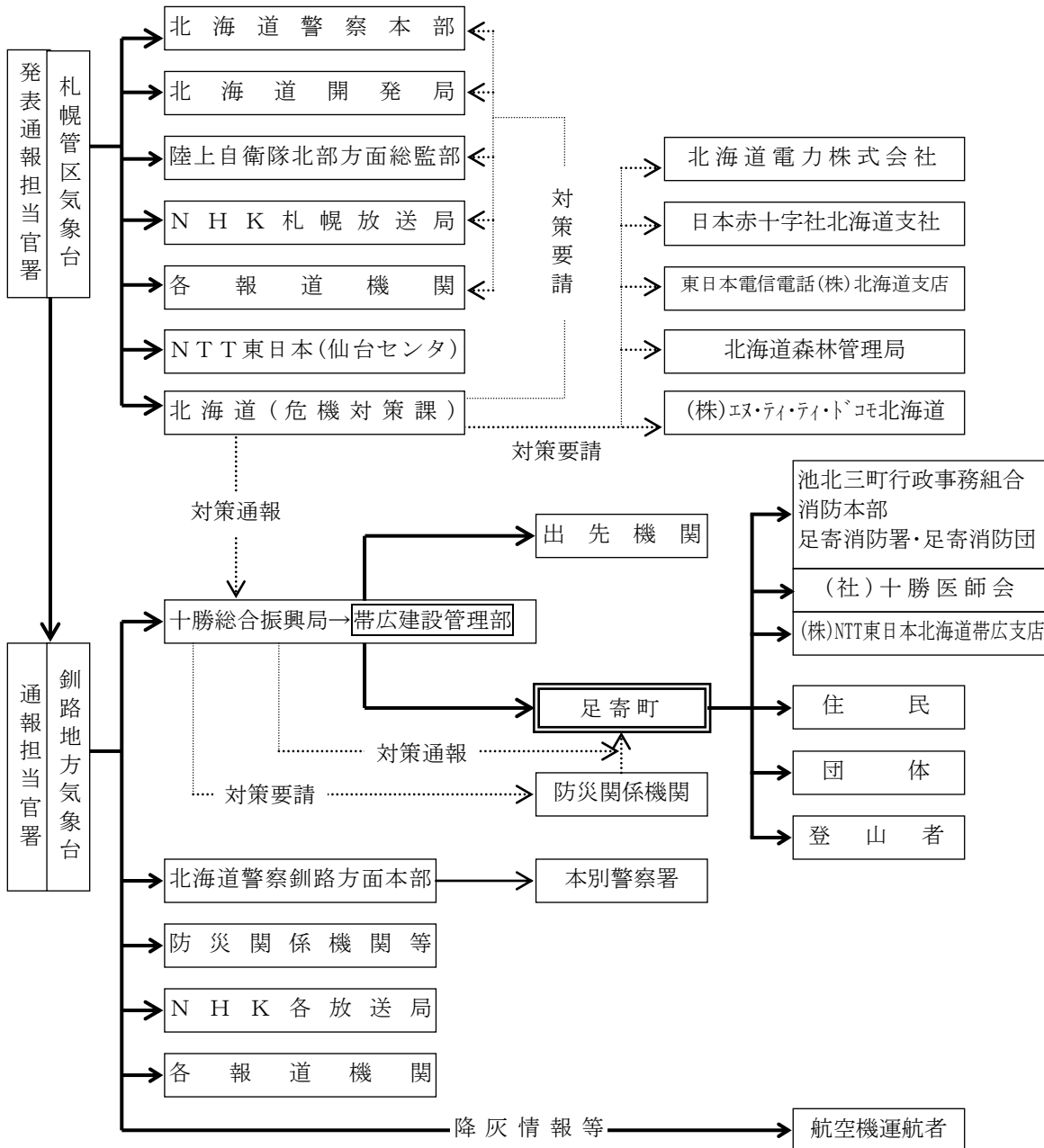
※ 異常現象通報系統図



- (7) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達
- ア 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、本章別図「火山情報伝達系統図」（本文115頁）による。
- イ 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の通報及び伝達の内容は、次によるものとする。
- (7) 札幌管区気象台
火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。
- (イ) 北海道
札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。
- (ウ) 町
知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

別図 火山情報伝達系統図



3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第5章第1節「災害情報通信計画」(本文43頁)に定めるところによる。なお、道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛生通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

4 災害広報

第5章第2節「災害広報計画」(本文50頁)による。

5 応急措置

第5章第3節「応急措置実施計画」(本文51頁)による。

6 避難措置

第5章第4節「避難救出計画」（本文52頁）による。

7 警戒区域の設定

町長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第4節「避難救出計画」（本文52頁）の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警戒レベルに応じた警戒区域の設定等を図り、関係機関へ通知するとともに住民等への周知に努めるものとする。

なお、関係機関等と協議し定めた雌阿寒岳の噴火警戒レベル及び警報の対象範囲は次のとおりである。

雌阿寒岳の噴火警戒レベル及び主な規制範囲等

レベル	想定される現象等	対象範囲等
5	大噴火が発生し、火砕流や積雪期には融雪型火山泥流が居住地域まで到達、多量の軽石や火山灰が風下側の広範囲に堆積、あるいはそのような大噴火が切迫している	<ul style="list-style-type: none"> ・茂足寄の一部の避難[火砕サージ] ・降灰状況に応じて、さらに広域の避難[降灰] ・降雨時警戒避難[降雨型泥流]（茂足寄の一部及び上螺湾の一部） ・積雪期には、茂足寄全域及び上螺湾の一部の避難[融雪型泥流]
4	火砕流や積雪期には火砕流に伴う融雪型火山泥流が居住地域に到達するような大噴火の発生が予想される	<ul style="list-style-type: none"> ・茂足寄の一部の避難準備 ・降雨時警戒避難[降雨型泥流]（茂足寄の一部及び上螺湾の一部） ・積雪期には、茂足寄の一部の避難、茂足寄全域及び上螺湾の一部の避難準備[融雪型泥流]
3	中噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火砕流が一部の谷地形に沿い数km流下、積雪期には融雪型火山泥流が発生、軽石や火山灰が風下側山麓に堆積、あるいは溶岩流が流下	<ul style="list-style-type: none"> ・雌阿寒岳山麓一帯の立入規制 ・降灰状況に応じて、茂足寄の一部及び上螺湾の一部の避難[降雨型泥流] ・積雪期には、茂足寄の一部の避難[融雪型泥流]
	小噴火が発生し、「大きな噴石」が2～3kmまで飛散、火山灰等が風下側の山麓に堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制、オンネトー周辺の観光中止、雌阿寒温泉の避難を継続 ・降灰状況に応じて、茂足寄の一部の避難[降雨型泥流] ・積雪期には、茂足寄の一部の避難準備[融雪型泥流]
	ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が2kmを越えて飛散、火山灰等が風下側の山腹～山麓に降下	<ul style="list-style-type: none"> ・オンネトー周辺の観光中止 ・雌阿寒温泉地区の避難
	ごく小さな噴火(比較的勢いが強いもの)が発生し、「大きな噴石」が1～2kmまで飛散、火山灰等が風下側の山腹～山麓に降下	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制 ・風向き等状況に応じてオンネトー周辺の観光自粛及び雌阿寒温泉地区の避難準備
2	ごく小さな噴火が発生し、「大きな噴石」が火口周辺(約500m)に飛散、又は地震活動や熱活動の高まり等により、ごく小さな噴火の発生が予想される	<ul style="list-style-type: none"> ・7合目以上の立入規制
1	火山活動は静穏 状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、火口内やその近傍への立入規制

- 8 救助救出及び医療救護活動等
第5章第4節「避難救出計画」（本文52頁）及び第5章第14節「医療及び助産計画」（本文65頁）による。
また、第5章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」（本文77頁）の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。
- 9 道路及び航空交通の規制等
町、北海道警察及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「交通応急対策計画」（本文57頁）の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。
- 10 自衛隊派遣要請
第5章第27節「自衛隊派遣要請計画」（本文82頁）による。
- 11 広域応援
第5章第28節「広域応援計画」（本文85頁）による。

第4節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、道及び町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧対策計画」（本文135頁）の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

足寄町地域防災計画

— 資料編 —

足寄町防災会議

防災計画資料編追録加除整理一覧表

追録を加除整理された時は、必ずその追録号数の内容現在及び加除整理年月日をこの表に記入のこと。

(台本平成15年策定)

追録号数	内容現在 (廻珥)	加 除 整 理 年 月 日	整理者印
第 1 号	平成16年	平成16年 3月11日	
第 2 号	平成24年	平成24年 2月22日	
第 3 号			
第 4 号			
第 5 号			
第 6 号			
第 7 号			
第 8 号			
第 9 号			
第10号			
第11号			
第12号			
第13号			

資料編目次

1. 法令等	
「法令等 1」 災害対策基本法	1
「法令等 2」 足寄町防災会議条例	2
「法令等 3」 足寄町防災会議運営規程	4
「法令等 4」 足寄町災害対策本部条例	5
「法令等 5」 足寄町防災行政無線施設設置条例	6
「法令等 6」 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン	7
「法令等 7」 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱	10
「法令等 8」 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	14
「法令等 9」 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	16
「法令等10」 足寄町民災害見舞金交付要綱	18
「法令等11」 雌阿寒岳火山防災会議協議会規約	19
「法令等12」 雌阿寒岳火山防災会議協議会運営要綱	22
「協定 1」 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	25
「協定 2」 北海道広域消防相互応援協定	28
「協定 3」 災害時の医療救護活動に関する協定書	31
「協定 4」 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	33
「協定 5」 災害対策業務に関する協定書	34
2. 別表等	
「別表 1」 過去の気象状況	35
「別表 2」 災害の概要	39
「別表 3」 消防・水防・地震防災信号等	43
「別表 4」 重要警戒区域	45
1 水防区域	45
2 市街地における低地帯の浸水予想区域	46
3 地滑り危険区域	46
4 急傾斜地崩壊危険区域	47
5 土石流危険溪流	48
「別表 5」 避難所等	54
1 一次避難所、避難場所	54
2 二次避難所	57
3 事情により一次避難所・避難場所へ避難することが困難な住民の避難所	57
「別表 6」 ヘリコプター離着陸可能地点	59
「別表 7」 災害時優先電話	60
「別表 8」 災害用伝言ダイヤル「171」の解説	61
「別表 9」 浸水想定区域内災害時要援護者等施設リスト	63
「別表10」 土砂災害危険箇所内災害時要援護者等施設リスト	63
「別表11」 災害応急金融計画（大要）	64
「別表12」 雌阿寒岳火山年表	76
「別表13」 雌阿寒岳周辺避難所等の状況	84
「別表14」 危険物貯蔵施設・取扱施設	85
3. 様式等	
「別記様式 1」 水防活動実施報告書	88
「様式別表 1」 災害情報	89
「様式別表 2」 災害状況報告	91
「様式 1」 輸送記録簿	97
「様式 2」 炊出し給与状況	97
「様式 3」 飲料水の供給簿	97
「様式 4」 世帯構成員別被害状況	98

「様式5」 物資購入（配分）計画表	98
「様式6」 物資受払簿	98
「様式7」 物資給与及び受領簿	99
「様式8」 物資の給与状況	99
「様式9」 救護班活動状況	100
「様式10」 学用品の給与状況	100
「様式11」 応急仮設住宅台帳	101
「様式12」 死体処理台帳	101
「様式13」 障害物除去の状況	101
「様式14」 人夫雇上げ台帳	102
「様式第5号（第18条関係）」 消防防災ヘリコプター使用年間予定表	103
「様式第6号（第18条関係）」 消防防災ヘリコプター使用月間予定表	104
「様式第7号（第19条関係）」 消防防災ヘリコプター使用申請書	105
「様式第1号（第4条関係）」 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	106
「様式第2号（第8条関係）」 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	107
「様式第1号」 救急患者の緊急搬送情報伝達票	108
「別表第1号様式」 公用令書（従事）	110
「別表第2号様式」 公用令書（保管）	110
「別表第3号様式」 公用令書（管理）	111
「別表第4号様式」 公用変更令書	111
「別表第5号様式」 公用取消令書	112
「別表第6号様式」 防災立入検査票	112
4. 別図等	
「別図等1」 重要警戒区域図	113
「別図等2」 足寄町洪水ハザードマップ	119

「別表12」 雌阿寒岳火山年表

雌阿寒岳火山年表

年 月 日	内 容
昭和2年4月～5月	鳴動（ピリカネツプ付近で鳴動、最盛期は5/5～5/6）
昭和13年5月29日	鳴動（屈斜路湖地震に伴い雌阿寒岳で鳴動）
昭和26年7月～ 27年1月	鳴動及び地震群発（阿寒湖畔と阿寒川に沿う一帯で地震と鳴動）
昭和27年3月	鳴動（3/4 十勝沖地震の直後鳴動活発化）
昭和29年1月～3月	鳴動（1/17 阿寒湖畔で鳴動を伴う弱震あり、3月までたびたび鳴動）
昭和29年4月8日～ 4月13日	火山灰噴出（ナカマチネシリ火口）：大噴が黒煙を上げ火山灰・礫を噴出
昭和30年11月19日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：26km東の鶴居村茂雪裡まで降灰、第1～第4火口、北溝・南溝形成
昭和31年3月18日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：南東約10kmまで降灰
昭和31年5月19日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：爆発音を伴い噴煙高度2,000m、北北東73kmの網走まで降灰、第1火口拡大、第3・4火口が合体
昭和31年5月29日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：東40kmの弟子屈町まで降灰
昭和31年6月10日	有色噴煙
昭和31年6月15日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：爆発音を伴い大岩塊放出、出物の厚さは火口付近で50～80cm、南東90kmの浜中村茶内で降灰、第1火口の面積が2倍に拡大、第6火口形成
昭和31年6月20日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東10kmまで降灰
昭和31年6月29日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和31年6月30日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東10kmまで降灰
昭和31年7月8日	有色噴煙
昭和31年10月31日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：爆発音あり、北西6kmまで降灰
昭和32年2月～4月	有色噴煙・鳴動
昭和32年5月29日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和32年7月	有色噴煙
昭和32年8月31日～ 9月5日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴が活動、登山道3合目まで降灰
昭和32年9月～10月	鳴動（阿寒湖畔で鳴動と最大震度2の地震）
昭和33年2月23日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：北東15kmまで降灰

年 月 日	内 容
昭和34年5月15日～ 5月21日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和34年7月28日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和34年8月2日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：噴煙高度は火口上800～1,000m南南西35kmの白糠町縫別まで降灰
昭和34年8月6日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：噴煙高度は火口上1,200m、南南西37kmの白糠町縫別南方まで降灰
昭和34年8月12日～ 8月13日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和34年8月15日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東20kmまで降灰
昭和34年10月3日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東12kmまで降灰
昭和34年10月10日 ・10月30日	有色噴煙
昭和35年1月28日	有色噴煙
昭和35年9月7日～ 9月9日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴が活動、周辺に降灰
昭和37年4月28日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和39年6月8日～ 6月27日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口形成、周辺に降灰
昭和39年7月1日～ 7月4日	火山灰噴出（ナカマチネシリ火口）：少量の火山灰噴出
昭和40年5月13日～ 5月19日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口形成、周辺に降灰
昭和40年10月2日	有色噴煙
昭和41年6月4日～ 6月13日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口周辺に降灰
昭和47年6月	新噴気孔（ポンマチネシリ火口）：第4火口内に楕円形の噴気孔（7m×5m）
昭和48年3月	地震増加（3月 81回）
昭和50年3月21日～ 3月24日	地震増加（3月 151回）
昭和50年4月15日	地震増加（15日 68回）

年 月 日	内 容
昭和51年7月7日	雌阿寒岳の北約18kmで地震 (43° 27' N、144° 08' E、深さ0 km) 震度は阿寒湖畔3、北見相生・雌阿寒温泉2～3 7/7～7/11 地震増加 (7月 112回)
昭和54年7月15日～ 7月19日	地震増加 (7月 306回)
昭和55年3月28日	雌阿寒岳の北東約10kmで地震 (43° 27' N、144° 08' E、深さ0 km、M2.5) 最大震度は雄阿寒ホテル3～4
昭和56年10月	熱泥噴出 (ポンマチネシリ火口) : 第4火口熱泥噴出活動
昭和57年3月19日～ 4月上旬	地震群発3/19から始まり、3/21の浦河沖地震以後急増、4月はじめまで続く (3月 411回、4月 92回)
昭和58年5月	噴煙増加 (ポンマチネシリ火口) : 第1火口の噴煙増加、釧路気象台から見えるようになる
昭和59年5月1日	微動発生 (1日に微動が7回発生)
昭和59年5月	火山灰噴出 (ポンマチネシリ火口) : 第4火口の噴煙活動活性化、火口北側100m地点まで降灰跡 (微動発生時に噴出した可能性)
昭和60年6月～7月	地震増加 (6月 79回、7月 60回)
昭和62年8月	温度上昇 (ポンマチネシリ第1火口の噴気温度395℃)
昭和62年10月8日	温度上昇 (ポンマチネシリ第1火口の噴気温度510℃)
昭和62年12月	地震増加 (12月 406回)
昭和63年1月～2月	微動発生 : 1/4夕方から火山性微動発生、2/26まで断続的に記録
昭和63年1月5～ 1月6日	小噴火 (ポンマチネシリ火口) : 北東方向約2km、幅約0.9kmの範囲に降灰
昭和63年1月8日	小噴火 (ポンマチネシリ火口) : 阿寒湖畔付近までごく少量の降灰
昭和63年1月20日	上空観測によりポンマチネシリ第1火口の噴気口が拡大 (直径約10mと推定される)
昭和63年2月1日	微動発生、20時すぎから火山性微動が記録されている
昭和63年2月7日～ 2月8日	小噴火 (ポンマチネシリ火口) : 東側約8kmまで微量の降灰
昭和63年2月18日	小噴火 (ポンマチネシリ火口) : 阿寒湖畔付近まで微量の降灰
昭和63年1月～4月	地震増加 (1月 83回、2月 62回、3月 298回、4月 53回)

年 月 日	内 容
昭和63年5月23日	噴火による有毒ガス等が危険なため当分の間オンネトールートを登山禁止とする
昭和63年7月～8月	地震増加（7月 90回、8月 55回）
昭和63年9月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度306℃）。
昭和63年10月～11月	地震増加・微動発生（10月 831回、11月 349回、10/27と11/14に微動）
平成元年5月22日	火山活動が沈静化傾向にあるため、関係機関と協議し6/1にオンネトールートの規制を解除する方針を決定
平成元年6月1日	オンネトールートの登山禁止を解除
平成元年9月～11月	地震増加（9月 513回、10月 313回、11月 126回）
平成2年1月～12月	地震増加（年合計2,524回、月最大2月719回、月最小4月53回、日最大6/6 194回）
平成3年1月～2月	地震増加（1月183回、2月140回）
平成4年9月～11月	地震増加
平成5年4月～6月	地震増加（4月 295回、5月 181回、6月 183回）
平成7年8月～11月	地震増加（8月 363回、9月 251回、10月 411回）
平成7年9月・11月	微動発生
平成8年8月22日～9月2日	地震増加
平成8年9月28日～10月3日	地震増加
平成8年11月21日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：17時55分頃の大きな地震に引き続き約8分間の火山性微動発生。噴火直後の噴煙高度は火口上1,000mに達した。北側約50kmの範囲に微量の降灰。96-1～3火口を形成。総噴出物は約12,000t。
平成8年11月22日	入山禁止：11:00から入山禁止とする
平成9年4月14日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催（雌阿寒岳入山禁止措置の解除について協議）
平成9年4月20日	入山禁止解除：10:00入山禁止措置を解除
平成9年5月22日	有感地震：震源は雌阿寒岳付近（M2.0）、雌阿寒温泉で震度1程度
平成10年4月4日～4月5日	地震増加：震源は徹別岳周辺

年 月 日	内 容
平成10年11月9日	小噴火（ポンマチネシリ96-1火口）：14:41頃から約4分間の火山性微動を観測、噴煙高度は雲のため不明、東側約15kmの範囲で微量の降灰、総噴出量は1,000t以下、マグマ水蒸気爆発の可能性あり
	臨時火山情報第1号（16:20） 阿寒湖畔で16:10頃降灰が認められたという情報
	入山禁止：17:30から入山禁止とする
	足寄町雌阿寒岳噴火災害対策本部設置（18:00）
	臨時火山情報第2号（19:00） 降灰を確認、噴火を伝える情報発表
平成10年11月13日	湯の滝立ち入り自粛要請、キャンプ場（国設野営場）閉鎖
平成10年11月16日	足寄町雌阿寒岳噴火災害対策本部廃止（17:00）
平成11年4月27日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催、入山禁止措置継続決定
平成11年5月12日	高感度カメラによりポンマチネシリ96-1火口付近が夜間明るくなる現象を観測、その後も6月下旬まで時々観測される
平成11年6月4日 ～6月6日	温度上昇（ポンマチネシリ96-1火口の最高温度651℃、10月まで600℃以上の高温状態継続）
平成11年7月7日	温度上昇（ポンマチネシリ96-1火口の最高温度671℃、北東山麓の渋川泥火山で9年ぶり噴気活動再開）
平成11年10月25日 ～11月1日	地震増加
平成12年2月13日	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成12年4月4日 ～4月30日	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成12年5月2日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催（今後火山活動の低下や防災体制の整備等条件が整い次第、規制解除する方針を決定）
平成12年5月26日	火口温度の低下、火山性地震の減少、防災行政無線の設置、ハザードマップの作成等安全性を確保する要件が整ったことから、6/1に湯の滝、キャンプ場（国設野営場）の立ち入り規制解除、さらに今後の現地調査及び気象台が発表する火山情報の結果により入山規制を解除する方針を決定
平成12年6月1日	湯の滝、キャンプ場（国設野営場）立ち入り規制解除
平成12年6月6日	入山規制解除に向けた現地調査
平成12年6月13日	定期火山情報 平成10年11月に噴火したポンマチネシリ96-1火口は、噴火後火口内温度が600℃以上と非常に高い状態で推移していたが、今回の観測では、ほぼ噴火前（平成10年10月）の状態に戻っている。遠望観測による噴煙は、平成8年の噴火後やや多い状態が続いていたが、昨年11月以降減少傾向が見られる。

年 月 日	内 容
平成12年6月20日	規制解除：0:00をもって入山禁止措置を解除
平成14年1月 ～2月	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成14年3月29日	8:03頃に継続時間約3分間の火山性微動が発生し、その直後から火山性地震が一時的に増加（29日 139回、30日 19回）
平成18年2月18日	火山観測情報第1号（16:05） 雌阿寒岳では18日0時以降火山性地震が増加（0時～15時 267回） 9:09頃と9:27頃に振幅の小さな火山性微動が発生
平成18年2月19日	火山観測情報第2号（15:10） 雌阿寒岳では18日0時以降火山性地震が増加 （18日0時～24時 516回、19日0時～15時 278回） 19日1:03頃と6:50頃に振幅の小さな火山性微動が発生
	入山禁止：釧路市との協議により当分の間入山禁止措置とする （15:15入山禁止の看板設置完了）
平成18年3月1日	入山禁止解除：地震回数が減少したことから釧路市と協議し入山禁止措置を解除、山頂付近に近づかない旨注意喚起する措置とする （14:10）
平成18年3月21日	臨時火山情報第1号（6:43） 6:28頃火山性微動を観測、噴火した可能性がある 噴煙の状況は、悪天候のため確認できない
	入山禁止：釧路市と連携し、同時刻に入山禁止措置を決定（9:35）
	火山観測情報第7号（10:50） 雌阿寒岳南東山麓の温根内橋付近（火口から約10km）で微量の降灰を確認、6:28頃噴火したと考えられる 火山性微動は現在も継続中だが、振幅は小さい状況が続いている
平成18年3月23日	火山観測情報第12号（16:00） 7:19から約4分間、振幅の小さな火山性微動を観測
平成18年3月24日	火山観測情報第13号（16:20） 23日16:54から約3分間、振幅の小さな火山性微動を観測
平成18年5月10日	火山観測情報第28号（11:00） 9日16:43頃規模の小さな火山性微動が発生 9日18時以降火山性地震が増加し一時多発したが10日に入り発生頻度が低下（9日 453回、10日10時まで 237回）
平成18年6月12日	火山観測情報第33号（18:35） 雌阿寒岳の火山活動は、活発な状態からやや活発な状態に低下
平成18年8月21日	雌阿寒岳入山規制解除検討会において入山規制解除にかかる条件及び時期決定

年 月 日	内 容
平成18年8月23日	雌阿寒岳火山防災会議協議会常任幹事会において入山規制解除にかかる条件及び時期承認、釧路市長及び足寄町長へ報告 釧路市と協議し、9/1までに入山規制解除に係る条件を整備する方針を決定
平成18年8月25日	火山観測情報第34号(14:00) 雌阿寒岳の火山活動は静穏な状態になった
平成18年9月1日	入山禁止解除
平成20年9月27日	地震増加：震源はポンマチネシリ火口の浅い所
平成20年9月29日	火口周辺警報（火口周辺危険）（14:33） 29日14時11分頃から火山性微動が観測され、現在も継続中 空震計には噴火に伴うと推定される振動は観測されておらず、噴火は発生していない模様 9月26日から火山性地震が増加しており、場合によっては、今後ごく小さな噴火が発生する可能性がある
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定（14:45） 各登山口へ規制看板設置、麓各温泉、オンネトー茶屋、キャンプ場、公衆トイレへチラシ等配置（17:55）
平成20年9月30日	足寄側登山ルート7合目及び阿寒富士分岐に規制ロープ設置（12:32）
平成20年10月17日	噴火予報（平常）（10:00） 火山性地震の発生状況は10月3日以降概ね低調に推移、火山性微動は9月30日以降発生していない 火山活動は概ね落ち着いた状態、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生する可能性はない
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除（10:00）
平成20年11月16日	雌阿寒岳の火山活動解説資料(9:23) 雌阿寒岳では16日00時56分頃から振幅が小さく、継続時間のやや長い火山性微動が発生
平成20年11月17日	火口周辺警報（火口周辺危険）（14:30） 17日10時10分頃から振幅の小さな火山性の連続微動を観測、震動源は浅いと推定される 16日にも振幅が小さく継続時間がやや長い火山性微動が観測されており、火山活動が高まった状態となっている 今後、場合によってはごく小規模な噴火が発生する可能性がある
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定（14:30）
平成20年11月18日	火山の状況に関する解説情報第12号（13:47） ポンマチネシリ火口の南斜面が黒くなっているのを確認 17日10時10分以降、断続的に火山性の連続微動が観測されており、この間にごく小さな噴火が発生したと考えられる

年 月 日	内 容
平成20年11月18日	雌阿寒岳の火山活動解説資料 (18:37) 噴火の発生場所は96-1火口、火口周辺に数十センチ程度の噴石が飛散、火口から概ね300～400mの範囲で降灰を確認 降雪の状況や雌阿寒岳上空の風向から、噴火は18日発生したと考えられる
平成20年11月28日	火山の状況に関する解説情報第22号 (9:32) 雌阿寒岳でごく小さな噴火が発生、空が明るくなった5時30分頃から、ポンマチネシリ火口から乳白色の噴煙が出ているのを確認
	雌阿寒岳の火山活動解説資料 (16:10) 噴火の発生地点は96-1火口及び第4火口、降灰を火口の北～東～南東にかけて確認
平成20年12月16日	噴火警戒レベル導入 (10:00) 噴火警戒レベルの導入により雌阿寒岳の噴火予報・警報は、火口周辺警報 (噴火警戒レベル2、火口周辺規制) となる
平成21年4月10日	噴火予報 (平常) (10:00) 地震活動は概ね低調に推移、火山性微動は3月19日以降発生していない 火山活動は概ね落ち着いた状態、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められなくなった
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除 (10:00)

※ 噴火規模の定義

小噴火：VEI指数0～1の噴火、ただし噴出物が広範囲で認められないものは「火山灰噴出」「有色噴煙」などとし、噴火として扱わない。

「別表13」雌阿寒岳周辺避難所等の状況

1 危険区域内の宿泊施設等の状況

施設 の 名 称 (管理者)	収容人員	電話番号
野中温泉別館 (野中祐子)	48	29-7321
(有)オンネトー温泉 景福 (小林伸行)	20	29-7370
国設オンネトー 野営場 (足寄町)	120	29-7711

2 避難所・輸送車両等の確保・避難誘導者

	第1避難所	第2避難所	第3避難所	第4避難所
一次避難 (自主避難)	茂足寄集落センター	上螺湾集会所	上足寄集落センター	螺湾基幹集落センター
避難対象者	緊急避難者以外は第3避難所への避難を義務付ける。	オンネトー野営場宿泊者・管理人・登山者・上螺湾周辺住民	雌阿寒温泉宿泊者・従業員・登山者・茂足寄周辺住民	上足寄周辺住民・螺湾周辺住民・登山者・上螺湾周辺住民
収容可能者	30名	40名	60名	110名
二次避難 (本部長指示)	避難者なし。	避難者なし。	第1避難所からの避難者	第2・第3避難所からの避難者
避難誘導者	避難誘導は、災害対策本部員、消防署員、消防団員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。			
輸送車両	町有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ、災害派遣要請後の自衛隊車両や民間車両等の協力を得て行うものとする。			
※用語の定義	一次避難とは：噴火災害が発生し、又は発生する恐れがある場合地域住民、観光客、登山者が自主的、又は本部長からの避難勧告・指示に従い指定されている避難所に避難することをいう。 二次避難とは：避難所が災害の影響を受ける恐れのある場合及び避難所収容面積に無理がある場合に本部長が判断し、避難誘導者の指示により指定避難所に避難することをいう。			